【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】（別紙３）

いじめを認知した場合は、学校全体で対応する。校長がいじめ防止対策委員会による緊急会議を開催し、今後の方針を立て、組織的に取り組む。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応

発見

いじめの情報（日常の観察・アンケート・教育相談・訴え等）

情報収集

情報を得た職員

・内容の確認
・いじめを受けた生徒、保護者からの事実の確認
・いじめた生徒から事実の確認
・周囲からの情報の収集および事実の確認

＜報　告＞

該当保護者 ⇔ 担任・学年主任等

＜適宜連絡・連携＞

＜報告・相談＞教　　頭

＜報　告＞ ⇒ 校　　長
＜指　示＞ ⇐

生　徒　指　導　主　事

＜招集・指揮＞

事実確認

＜報告・共通＞

職員会議 ⇔ いじめ防止対策委員会

〇報告および共通理解
〇調査方針および分担の決定
〇事実関係の把握
＜いじめ対策チームの設置＞
〇事案の状況により、メンバーの決定
〇方針の決定、指導体制の編成

方針決定

＜連携・相談＞ ⇔

【関係機関】
〇教育委員会
〇市総合教育センター
〇社会福祉協議会
〇児童相談所
〇人権擁護委員会
〇民生委員
〇警察
〇ＰＴＡ　等

対応

いじめ解消に向けた指導

経過観察

継続指導・観察

再発防止・未然防止

〇いじめの事案状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
〇いじめの情報入手から方針の決定まで、速やかに対応する。
〇重大な事案が発生した場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。